

道路空間を活用したカーシェアリング社会実験（延長・拡充）の 実験参加者を決定いたしました ～カーシェアリングの本格実施に向けた検討を進めます～

国土交通省では、実施期間の延長及び実施箇所を増設する道路上にカーシェアリングステーション（S T）を設置する社会実験の実験参加者として、パーク24（株）を決定いたしました。

国土交通省では、道路空間を活用した交通モード間の接続（モーダルコネクト）を強化する取組みとして、地下鉄大手町駅に近接した国道1号の道路上にカーシェアリングステーション（S T）を設置し、その有用性等を検証する社会実験を昨年12月から実施しています。

今般、更なる検証を行うため、社会実験の実施期間の延長及び実施箇所を増設することとし、11月28日（火）から実験参加者の募集を行い、パーク24株式会社を実験参加者として決定いたしました。

引き続き、国土交通省、警視庁、東京都、千代田区及び港区、実験参加者等から構成される「道路空間を活用したカーシェアリング社会実験協議会」において、S T設置のための留意事項等を検証してまいります。

なお、新たに設置する国道15号の新橋駅付近のS Tの運用開始時期については、改めてお知らせいたします。

【社会実験の概要】

1. 実験参加者

パーク24株式会社

2. 実験期間

平成28年12月20日（火）～平成31年3月下旬（予定）

3. 実施箇所

東京都千代田区丸の内1丁目 国道1号の大手町駅付近（継続）

東京都港区新橋4丁目 国道15号の新橋駅付近（新規）

4. 運営車両

COMS、i-ROAD（道路運送車両法で定める第一種原動機付自転車）

5. 運営方式

ワンウェイトリップ方式※

※ 複数箇所設置されたステーションのうち、どこでも貸出し・返却が可能な方式。

本実験では、実験参加者にて運用中の「Times Car PLUS × Ha:mo」のステーションを活用して実施する。

<問い合わせ先>

国土交通省 道路局 環境安全課 道路交通安全対策室 課長補佐 大榎 謙
代表 03-5253-8111（内線 38104）直通 03-5253-8907 FAX 03-5253-1622

[詳細はこちら]

国土交通省 関東地方整備局 東京国道事務所 交通対策課長 三條 憲一
代表 03-3512-9090（内線 471） FAX 03-3512-9889

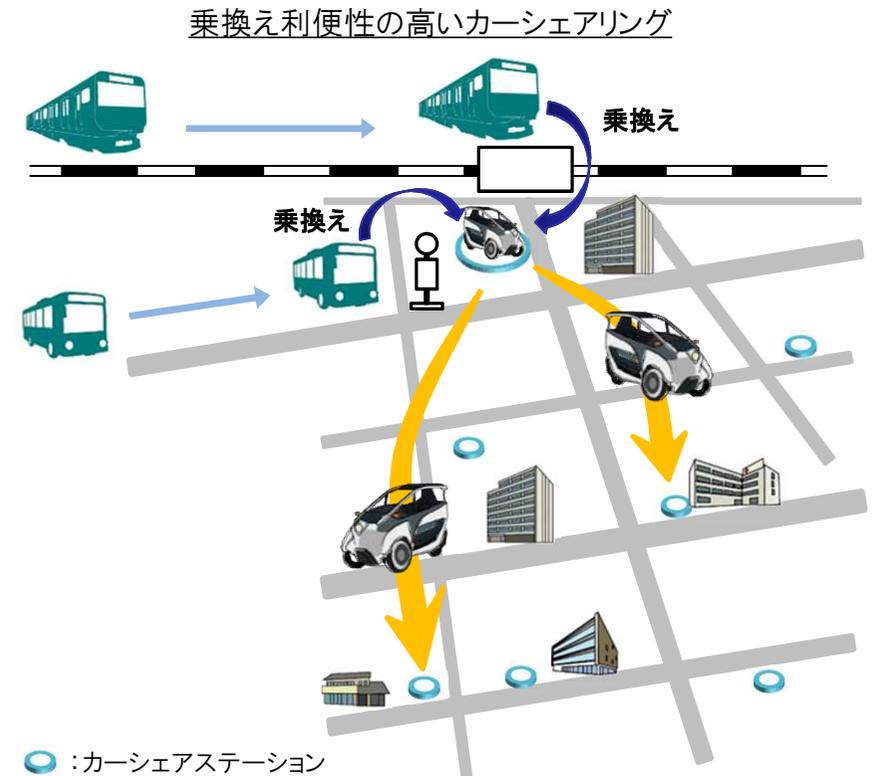
道路空間を活用した小型モビリティによるカーシェアリング社会実験 概要

○公共交通からの乗換え利便性の高い路上に小型モビリティ用のステーションを設置し、ステーションを設置するための留意事項等について検証する。

実験概要

- 実施期間:平成28年12月20日(火)
～平成31年3月下旬(予定)
- 実施箇所:東京都千代田区丸の内1丁目 国道1号の道路上(継続)
東京都港区新橋4丁目 国道15号の道路上(新規)
- 運営車両:COMS、i-ROAD
(道路運送車両法で定める第一種原動機付自転車)
- 運営方法:ワンウェイトリップ方式※
- 実施主体:道路空間を活用したカーシェアリング社会実験協議会
(国交省、警視庁、東京都、千代田区、港区、有識者、パーク24(株)、
一般社団法人大手町・丸の内・有楽町地区まちづくり協議会)
- 主な検証項目:
 - ・道路上にSTを設置する必要性が認められる条件
 - ・STに必要な設備、施設の設置計画・設計に係る留意事項
 - ・設置手続き、運営にあたっての留意事項 等

※複数箇所設置された貸出し・返却拠点(ステーション)のうち、どこでも貸出し・返却が可能な方式
実験参加者が別途運用中の「Times Car PLUS × Ha:mo」のステーションを活用



運営車両



COMS



i-ROAD

道路空間を活用したカーシェアリング社会実験実施箇所（国道1号）

位置図



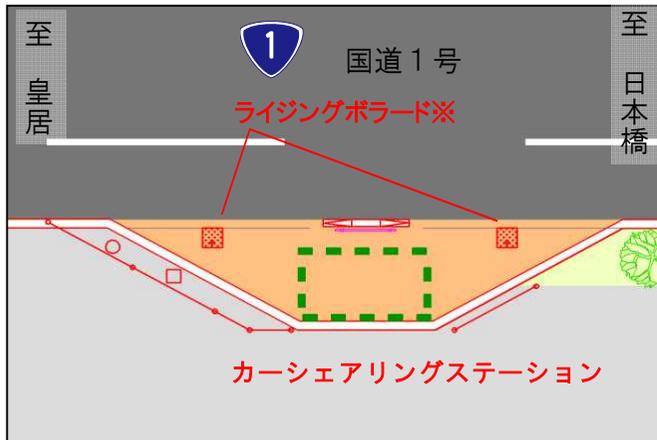
※国土地理院の電子地形図25000を掲載

— カーシェアリングステーション設置箇所

拡大図



カーシェアリングステーション



※ボラード（車止め）が機械式で昇降するもの

状況写真



道路空間を活用したカーシェアリング社会実験実施箇所（国道15号）

位置図



カーシェアリング
ステーション
設置箇所

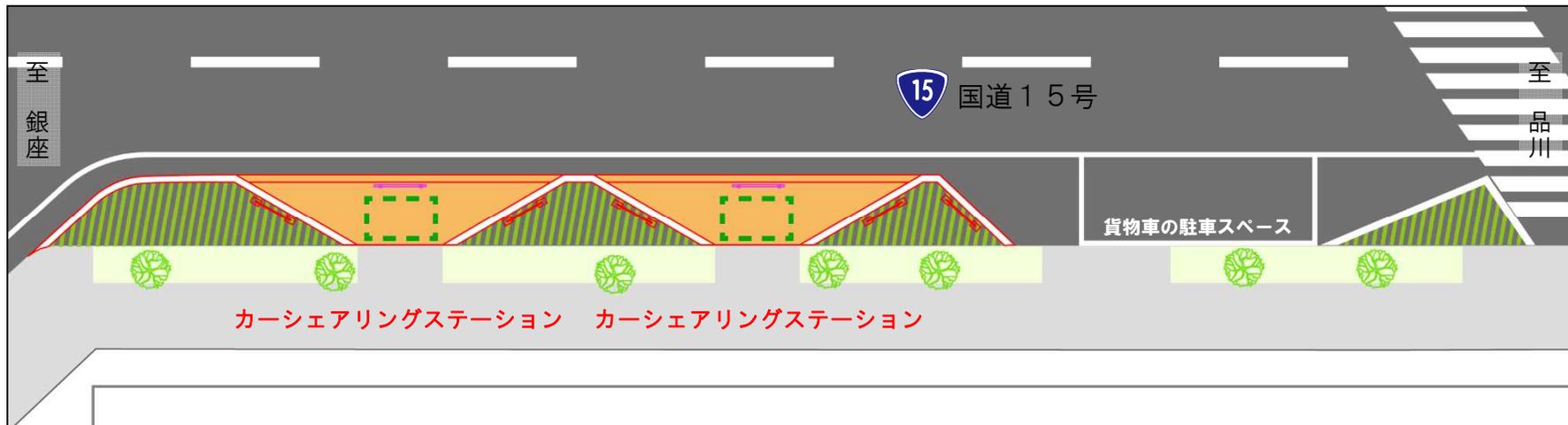
※国土地理院の電子地形図25000を掲載

— カーシェアリングステーション設置箇所

拡大図



カーシェアリングステーションのイメージ

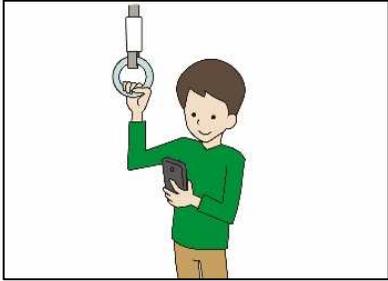


※上図はイメージであり、ライジングボラードなど構造形式の詳細は、関係機関協議後に決定します。
※ステーションの整備及び維持管理に要する費用は、実験参加者の負担となります。

道路空間を活用した小型モビリティによるカーシェアリング社会実験 利用イメージ

利用の手順

①利用登録

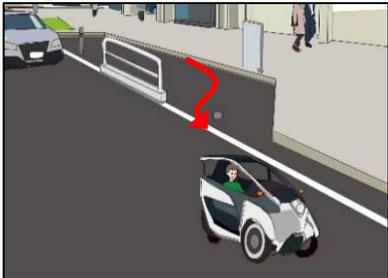


②駅近くで乗換え



車内の
リモコンで
ライジング
ボラードを
操作

③カーシェアで移動



カーシェアステーション

車両台数100台が利用可能で、都内101ステーションにて小型モビリティのワンウェイ貸出し・返却が可能



平成29年9月30日現在

(パーク24(株)資料を基に作成)

道路空間を活用したカーシェアリング社会実験の課題整理

- ・ 道路上にS Tを設置する必要性が認められる条件
- ・ S Tに必要な設備、施設の設置計画・設計に係る留意事項
- ・ 設置手続き、運営にあたっての留意事項 等



必要な項目について検証を実施



検証結果を踏まえて、
S T設置のための留意事項等を整理しとりまとめ

(参考)

- ・ シェアサイクルやカーシェア等を公共交通を補完する交通手段として位置付け、道路空間上へのシェアポートの設置も含め、利活用を推進することが必要
- ・ 公共交通を補完する交通として、普及が拡大するカーシェアリングを含め、シェアリングの活用を促進する必要がある。（社会資本整備審議会 道路分科会 建議（H29.8.22））